

第6章 特定点検

6.1 点検の目的

特定点検とは、他の点検により想定外の損傷が確認された場合などに、供用性、安全性等を確認するために実施する点検である。

【解説】

過年度に実施された鋼製橋脚隅角部点検や支承点検が該当する。主に特定部材に対する一斉詳細点検を指す。

6.2 点検の内容と頻度

その都度、必要に応じて実施

【解説】

本施設の点検やその他団体が管理する道路橋を含む施設で、構造特性等に起因する事故や損傷が確認された場合に実施する。

6.3 点検体制

その都度、必要に応じて体制を構築

【解説】

実施する点検内容に応じて体制を構築する。

6.4 点検結果の記録

その都度、必要に応じて記録方法を設定

【解説】

実施する点検内容に応じて、記録方法を設定する。